

ふるさと住民票と原発被災自治体が活用する可能性

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. ふるさと住民票とは

(1) ふるさと住民票の提案

ふるさと住民票は、次の方々呼びかけ人となり、2015年8月に提案された。なお、事務局は一般社団法人構想日本に置かれている。

■ 共同呼びかけ人

片山健也（北海道ニセコ町長）
高橋正夫（北海道本別町長）
菅野典雄（福島県飯舘村長）
清水聖義（群馬県太田市市長）
金井康行（群馬県下仁田町長）
松本武洋（埼玉県和光市長）
景山享弘（鳥取県日野町長）
筒井敏行（香川県三木町長）
福島浩彦（中央学院大学教授・元千葉県我孫子市長）
鬼頭宏（静岡県立大学学長）
山下祐介（首都大学東京准教授）
加藤秀樹（構想日本代表）
事務局 構想日本 / 伊藤、茂垣、山本

■ ふるさと住民票の提案（2015年8月）

1. 趣旨

住民と自治体とのかかわりは多様化しています。仕事などで居住地を時々変える必要がある人、ふるさとに強い愛着を持ちながらも離れた都市で暮らす人、災害のために元の居住地を長期間離れなければならない人、親の介護のために複数の地を行き来する人など様々です。（相続などで）親の居住地やかつての住民登録地において行政手続きを行う人も少なくありません。

こうした社会の変化の中で、一つの自治体に住民登録し、一つの自治体に税金を払い、一つの自治体から行政サービスを受けるという単線的な関係では、流動化した生活、さらには地域への愛着度とのかい離がしばしば起こるようになってきました。

現在、全国の自治体は「地方創生」に取り組んでいますが、人口減少時代に地方が活力を取り戻し、魅力あふれる地域として再生していくためにも、従来のような住民と自治体の単線的関係だけではなく、多様な背景を持つ人たちと自治体の柔軟な関係を作ることが不可欠となっています。住民の「複線的」な生き方に対応した、「複線的な関係」の構築が求められています。

そこで今回、私たちは、様々な理由から自治体に対し関わりを持ちたいと考える人を対象に、自治体がまちづくりへの参加の機会や必要なサービスを提供し、つながりを確かにする制度を提案します。

2. 目的

- (1) 自治体に対し自分の「ふるさと」だという気持ちを持って貢献したいと考える人と具体的なつながりを築き、その知恵や力をまちづくりに生かします。
- (2) ふるさと納税を行った人に向けて、単なるものやりとりにとどまらず、まちづくりへの参加の機会を保障したり、必要とされるサービスを提供したりして、本来のふるさと納税の意義を高めます。
- (3) 近年増加傾向にある複数地域居住者（都市と田舎を行き来して生活している人など）や別荘を持つ人が、地域に溶け込みやすくする環境作りを行います。

3. 共通名称

ふるさと住民票

（ただし、自治体ごとに独自の名称を付けて構わないことにします。）

4. 対象者の例

- 自治体の出身者
- ふるさと納税を行った人
- 自然災害などで他市区町村へ避難移住している人
- 複数の地域で居住している人や別荘を持つ人
- 住民登録をしていない一時的な居住者（学生含む）

5. 提供するサービスや取り組み例

- ふるさと住民票の発行
- 住民と登録者を対象にした専用 HP アカウント、専用 SNS ページ
- 自治体広報などの発送（e-mail、郵送）
- パブリックコメントへの参加（e-mail、郵送、電話、Fax、SNS）
- 条例に基づく住民投票への参加（参考投票）
- 公共施設（公民館、スポーツセンター、駐車場など）の住民料金での利用
- 相続や親等の介護関係書類の郵送登録の受付、ふるさと住民票による本人確認
- 祭りや伝統行事への紹介・参加案内

6. その他

- 制度の詳細は、個々の自治体が自由に設計

- 法律に基づかない自治事務として実施
- 総合戦略策定において登録数の目標を定めることも可能

■ 参加自治体 (2017年4月現在、12自治体)

北海道 中川郡本別町
 虻田郡ニセコ町
 浦河郡浦河町

福島県 相馬郡飯舘村

群馬県 太田市
 甘楽郡下仁田町

埼玉県 和光市

鳥取県 日野郡日野町

徳島県 勝浦郡勝浦町
 名東郡佐那河内村

香川県 三豊市
 木田郡三木町

■ ふるさと住民票 Q&A

(構想日本のホームページから、最近ある質問とその回答)

Q. ふるさと納税とふるさと住民票は何が違うの？

A. ふるさと住民票は、ふるさとへの愛着を可視化するための取り組みです。会費の有無やサービスの有無及び内容等が一律に決まっているものではありません。ふるさと住民票制度を活用する自治体で決めているのは、共通のロゴの入った「ふるさと住民カード」を作成することのみです。個々の自治体の状況によってふるさと住民票の活用方法は大きく変わるものと思います(第1号の日野町は、会費はなく、ふるさと住民にはカードの発行のほか、町報の発送、祭りや伝統行事などの案内、町の計画や政策へのパブリックコメントへの参加、公共施設の住民料金での利用、町特産品等についての事前モニターなどを予定)

Q. うちの町では「ふるさとサポーター」の制度があるので一緒ですよね？

A. 基本的な考え方は同じかもしれませんが、ふるさと住民票は、複数の自治体が一緒に取り組むことと、構想日本が事務局として入ることによって波及効果が大きく異なると考えています。どれだけ良い取り組みも住民が知らなければ行政の自己満足に終わってしまいかねません。また、行政と住民の関係が一つの特定の自治体との単線的な関係から、複数の自治体を行き来するなど複線的な関係に変化しつつある状況だからこそ、複数の自治体で同じ取り組むことの意義があると考えています。

Q. 事務局である構想日本はどのようなことをするの？

A. 現在、この取組みに賛同する首長の方（9名）と連絡協議会を組織し、その運営を構想日本が行っています。連絡協議会ではふるさと住民票の方向性や情報共有などをしております。また、具体的な取組みを行う時には、「ふるさと住民カード」のデザインや印刷等の調整やメディアへの働きかけ、ホームページやブログ、SNS等での情報発信のお手伝いをします。

2. 原発被災自治体で活用する可能性

ふるさと住民票を原発被災自治体が活用する可能性を考えたとき、被災者へのさまざまなサービス提供を通じて「つながり」が確かになるという肯定的な側面がある反面、いくつかの難点を考える必要がある。

- ① 制度の詳細は個々の自治体が自由に設計する制度であるため、統一的な取り扱いが不可能であること。
- ② 制度上、被災者が被災自治体から他の自治体に転出した場合、ふるさと住民票を申請、取得するか否かは、被災者自身に委ねられること。
- ③ 転出した被災者がふるさち住民票を取得しない場合は、その人の移動記録は被災自治体に残らないこと。また、被災者が転出を繰り返した場合にも同様であること。
- ④ 前項との関係で、特に戸籍を移動した場合には被災者の現住所をまったく把握できなくなること。

したがって、「二重住民登録」制度を引き続き追求することを前提に、よりベターな制度を確立することを考えなければならないと思う。そこで私が考える制度は次のようなものである。

- ◆ 被災者が他の自治体に転出し、転出先の自治体に転入届を提出したときには、新たに作成する住民基本台帳に「被災自治体からの転入者であること」を明記する欄（特記事項欄）に記録する。
- ◆ さらに、転出先自治体は必ず転出前の自治体に「移動記録」を送付する。
- ◆ 「移動記録」を受け取った自治体は、住民基本台帳に転出先を記録し、保存する。
- ◆ 元の被災者がさらに転出を繰り返した場合にも、同様な手続きを繰り返す。

以上のような手続を簡単に図示すると次ようになる。被災元の自治体が元の住民に対して行うサービスは「ふるさと住民票の提案」にある「提供するサービスや取組み例」が参考になる。付け加えるとすれば、自治体が運営する墓地の利用である。

このような新たな制度は、住民登録制度の改正をとまなうから、住民記録台帳法の改正が必要になる。今後、被災自治体もふくめた十分な議論が必要であるが、しかし急ぐ必要があるので、早急な議論開始を望みたい。

住所移動記録を災害時自治体に保存する案

